

1877-80 年シェフィールドの埋葬委員の選出

—— 19 世紀後半イギリスの自治体共同墓地の運営 ——

久 保 洋 一

はじめに

19 世紀のイギリスの都市では、多くの共同墓地 (cemetery) が建設された。共同墓地は、それに先行した教会墓地と対照的な点が多い。教会墓地が都市内に点在したのに対して、共同墓地は郊外に立地した。面積も教会墓地に比して共同墓地は広い。共同墓地が多くの教会墓地を集約したためである。

共同墓地は、民間によるものと、それに続く自治体によるものに二分できる。本稿では先行研究の多い民間共同墓地ではなく、十分な先行研究がない自治体共同墓地に注目する⁽¹⁾。自治体共同墓地は 1852 年の改正首都埋葬法と、同法を全国に適用した 53 年の改正全国埋葬法（以下では両法を併せて埋葬法と略記）によって一気に建設された。埋葬法によって、1875 年までに教会墓地を中心に 3,000 を越す墓地が埋葬停止とされたこともあり、自治体共同墓地は代替墓地として建設に拍車が掛かる⁽²⁾。1876 年までに 619 も建設された⁽³⁾。建設、運営には埋葬委員会 (burial board) があたる。埋葬委員会は 19 世紀後半に都市に相次いで設置された、水道やガスの供給など、単独の目的を遂行する公的な委員会の一例である。埋葬委員会は埋葬法の規定により、救貧制度が独立して機能している都市、教区連合、教区、分教区 (町区) の各当局によって設置された。これらの設置母体を総称するために自治体 (municipality) という言葉を使う。これは、前述した水道やガスの供給事業が「自治体による事業 (municipal enterprise)」と呼称されているのに準拠した言葉である⁽⁴⁾。

19 世紀前半に建設が相次いだ民間共同墓地は、その多くを株式会社が建設、運営したため一定の利益を見込める場所に立地した。しかし 19 世紀中葉以降には利益の低下で新規の建設が減少する。そのため後継の自治体共同墓地は、利益を求める事業としての側面がより希薄になる。しかも自治体共同墓地は「自治体による事業」であるため、民間共同墓地と比べると都市住民により開かれる。

埋葬委員会が建設、運営した自治体共同墓地に関して、その場所の意味⁽⁵⁾、墓の種類⁽⁶⁾、埋葬習慣⁽⁷⁾については拙稿で論じた。しかしながら埋葬委員会を取り上げた先行研究がないため、

本稿でそれについて一定の理解を示す。取り上げる埋葬委員会はシェフィールド町区(Township)のものである。シェフィールド町区はシェフィールド教区を構成する6つの町区のうちの1つである⁽⁸⁾。6つの町区とはアタークリフ兼ダーナル(Attercliffe&Darnall)、ブライトサイド、エクレサル(Ecclesall)、ネザー・ハラム(Nether Hallam)、アッパー・ハラム(Upper Hallam)、シェフィールドである。シェフィールド教区は面積が19,643エーカーで全周が24マイルであり、1843年の都市法人格の付与によって市(Borough)となった。市域の拡大は1901年であり、それまでは市と教区の領域が合致していた。

シェフィールド教区ないし市の中心地域がシェフィールド町区である。例えば、最初の市議会が1843年11月に召集された際に6町区から選出された代表42人の内訳は、シェフィールド町区が24人、エクレサル町区が6人そして他の4町区が各3人であった⁽⁹⁾。シェフィールド町区の優位性は明らかである。さらに人口でもセンサスによると1801年の町区31,314人と教区45,755人から、1851年の町区83,447人と教区(市)135,310人まで教区の人口の半数以上を町区が占める。ただしこれ以降の町区の人口は教区(市)の人口の半数を切ったのに加えて、1861年87,718人、71年91,358人、81年91,806人、91年91,416人と伸びが停滞する。一方教区(市)の人口は1861年185,182人、71年239,946人、81年284,508人、91年324,243人と一貫して増加する。つまり19世紀後半は、都心のシェフィールド町区以上に町区以外の郊外の成長が著しい時期である。

このシェフィールド市の中心であったシェフィールド町区にも、埋葬委員会が設置される。埋葬委員会が自治体共同墓地を1881年に開設するより前に、市内の他の5町区のうちアタークリフ兼ダーナル町区がアタークリフとダーナルに別個に59年に、次いでブライトサイド町区が61年に墓地を開設した⁽¹⁰⁾。先行した町区と比べるとシェフィールド町区の81年の開設は遅い。この遅れの原因はシェフィールド町区の埋葬委員会が62年に設置されるも、墓地用地の取得で意見が対立したため活動を停止し、70年代末に活動を再開して、ようやく81年に墓地の開設に辿り着いたためである⁽¹¹⁾。本稿で取り上げるのは、埋葬委員会が活動を再開し、墓地を開設する直前までの時期を中心とした、埋葬委員の選出問題である。その問題に注目することで、埋葬委員会とその支持層との関係について、地元新聞『シェフィールド・ロザラム・アンド・インデペンデント』を主たる史料に明らかにする。

第一章 埋葬委員選出—1877年と78年—

埋葬委員会は定員9人の埋葬委員から構成され、委員の任期は3年である。ただし初代の委員の間で退任時期に差が設けられることで、毎年3人が任期を終え後任3人が就任する。委員の入れ替えはヴェストリー(Vestry)で行われる。ヴェストリーは教区(Parish)の住民が教区の事柄を議論し決定する集会、教区会としばしば訳される。しかし教区に限らず、シェフィールド町区のように町区(Township)の集会でもヴェストリーを当時は利用した。そこで本稿では必要

がない限りヴェストリーを町区会と訳す。

1876 年 12 月に活動を再会した埋葬委員会が、77 年 3 月のシェフィールド町区の町区会で 3 人の委員の入れ替えを実施してもらう⁽¹²⁾。委員の任期が満了するのはジョゼフ・ハドフィールド、ジョン・フィッシャー、トマス・ムーアの 3 人である。候補者擁立には推薦人と支持者が必要である。まず推薦人 T・メラーは J・D・リーダー、F・P・ローソン、ジョゼフ・ピアソンの新人 3 人を候補者として擁立し、支持者も確保する。埋葬委員 ジェームズ・クロスランドも新人エベニーザー・ホール、共に現職のハドフィールドとムーアを推薦し支持者も確保する。参加者を対象とした挙手による採決の結果は、メラーの推薦したリーダー 27 人、ローソン 28 人、パーソン 26 人に対してクロスランドの推薦したホール 10 人、ハドフィールド 7 人、ムーア 12 人であった。つまりメラーの推薦する候補者が、クロスランドが推薦する候補者をいずれも上回ったため新年度の委員に採用された。これらの挙手の人数と会場のタウン・ホールには「まずまずの出席者」があったことから、町区会への参加者数は会場を満席にしない 50 人位であろう。

1878 年 4 月のシェフィールド町区の町区会でも埋葬委員の入れ替えが実施された⁽¹³⁾。「非常に大勢の参加者があった」。委員の任期が満了するクロスランド、サミュエル・リチャードソン、W・ハーヴィと、任期を一年残すも転居で辞任するルーベン・ブラッドリーを加えて 4 人の空席が生じるため、その後任を任命する必要があった。町区会の会場であるタウン・ホールは候補者氏名を掲げたポスターとプラカードが林立し、ものものしい雰囲気である。ポスターとプラカードは、それらに不満な出席者 W・E・クレッグの指摘を受け、採決による同意を取り付けた上で撤去された。

埋葬委員の候補者としてまず F・W・コリーが、A・カブリー、ジョゼフ・ヘイウッドと転居予定者の後任としてフレデリック・ウォードのいずれも新人の 3 人と、現職クロスランドを推薦した上で指摘する。「国教徒は埋葬委員会に 4 人を送り込む資格が付与されている」。その支持者も国教徒の団を指す「チャーチ・パーティーは公平に代表されるべし」、と要求することでコリーを後押しする。チャーチ・パーティーとは国教徒の団であるものの、独自の組織を持つわけではなく国教徒の利益を強調した集団として、この時期のシェフィールドで使用された通称名である。一方、埋葬委員会の現体制の維持に努めるホイランドは、現職クロスランドと、新人の 3 人 G・H・ハヴィー、J・ニール、G・W・ノックスを推薦し、彼らが「キリスト教の 4 つの異なる分派と宗派を代表する」ため、国教徒に候補者が限られていないことを強調した。さらにその支持者チャールズ・キャッスルは、国教徒に広い埋葬地が提供される予定であることを紹介する。墓地の敷地 50 エーカーのうち、予備地 13 エーカーを除く 37 エーカーを占めた埋葬地は、国教徒に 16.5 エーカー、ノンコンフォーマリストに 13.5 エーカー、カトリックに 7 エーカーが付与される予定だった。キャッスルはこの割り振り案から、埋葬委員会がノンコンフォーマリストの委員の数的優位にも関わらず、「国教徒に全く公平に活動してきた」と主張し、国教徒にまでホイランドの推す候補者への支持を求める。

ホイランドとコリーは共に現職クロスランドを推薦したけれども、残りの新人 3 人に、ホイラ

ンドが複数の宗派の信徒を推薦し、一方コリーが国教徒を推薦した。つまり新人3人の委員が国教徒であるべきかどうか、さらには委員が特定宗派の信徒、この場合は国教徒を筆頭にブロック化する傾向を促進するかどうかが対立の焦点である。この対立を予想して、会場内に掲げられていたポスターとプラカードには、チャーチ・パーティーと反チャーチ・パーティーの各候補者の氏名が記されていた。

国教徒とノンコンフォーマリストの対立が焦点となるなか割り込んだのが、カトリックである。墓地内にカトリックの埋葬地があることを指摘した M・J・ダンは、「全宗派が選挙で検討されるのが良い」との見解を表明し、候補者1名にカトリックを推薦し、支持者も確保した。

こうして4人の埋葬委員の席を巡って複数の対立候補が擁立された。挙手によって、コリーが推薦した4人が「圧倒的多数」の支持を得て埋葬委員に就任することになった。選出された4人に不満だとして、選出のやり直しを意味する投票を求めたのは、敗れた候補者を支援した G・ウォリスである。しかし投票資格を確認するための課税台帳が会場にないため、投票を実施できないと判明した。主催者は投票に備えていなかったようだ。さらには「投票が多額の費用を擁するだろう」との指摘を受けて、ウォリスは投票要求を撤回し、挙手で選ばれた国教徒の4人が埋葬委員に就任した。

新たに加わった埋葬委員は、キャッスルが先に言及した埋葬地の割り振り案における国教徒の埋葬地を、予備地から4エーカーを追加した 20.5 エーカーへと拡大するのに成功した⁽¹⁴⁾。この値はノンコンフォーマリストとカトリックの両埋葬地の合計値と等しくもある⁽¹⁵⁾。

第二章 埋葬委員選出—1879 年—

1) 町区会

1879年4月に前年に続きシェフィールド町区の町区会で、埋葬委員の入れ替えが検討される⁽¹⁶⁾。会場のカトラーズ・ホールには「非常に大勢の出席者があった」ことから、住民の注目度は高い。司会は貧民監督官の B・ディクソンである。今回任期が満了する委員はバティ・ラングリー、ジェレミー・ロバートショウ、フレデリック・ウォードの3人である⁽¹⁷⁾。W・E・クレッグは、後任の候補者に現職の2人ラングリーとロバートショウ、そして前年に続き新人の G・H・ハヴィーを推薦する。推薦人クレッグによると、ラングリーは埋葬委員会が1876年に活動を再開して以来の委員長であり、ロバートショウは前年の11月に市議員を退任することで兼務していた埋葬委員によりやく専念が可能になったばかりであり、ハヴィーは救貧法施行委員として既に「優れた腕前」を見せた。クレッグが危惧したのは、前年度に拡大した聖別地の拡大継続を求める国教徒が委員に増えることで、埋葬委員会が宗派対立の場となる危険性である。彼は自身が国教徒でありながらも、同様の危惧を抱くノンコンフォーマリストの W・G・スケルトンを支持者として確保し、候補者を擁立した。この場合の推薦人と支持者の宗派の違いからも、委員の選出を宗派対立の場としたくないとのクレッグとスケルトンの意向が窺える。

クレッグに次いでジェームズ・ムスクロフトが、「浪費を手控えるように財政問題に厳しい目を注ぐ」印刷工ジョナサン・テイラーを推薦し、支持者も確保した。

ムスクロフトに続き、チャーチ・パーティーの会計士クーパー・コーヴィッジが、「埋葬委員を退く理由が見いだせない」として現職のウォードを、さらに「経験豊かな」J・ピニーと市会議員のWm・ステーシーを推薦し、支持者を獲得した。

こうして埋葬委員の候補者が出揃い挙手による選挙が始まる。結果は会場出席者からクレッグが推薦した3人がいずれも4分の3程度の支持を得たのに対して、他の4人の候補者は数人の支持に留まったため、クレッグの推薦した3人が埋葬委員に就任することになる。

しかし敗れた候補者を推薦したコーヴィッジが「採決の検査」を求める。彼によると、その理由は「採決が検査されると、この部屋のかかなり多くの人が有権者ではないと判明するからだ」。有権者でない人が挙手に参加したため、コーヴィッジの推薦した候補者は敗北したと言う。「採決の検査」では、課税台帳に基づき挙手をした者が納税者つまり有権者かどうか照合され、その結果次第で挙手の有効性が判断される。そもそも町区会の会場には、納税者以外の者が同席することは禁止されていなかった。ある出席者は、「納税者でない者が挙手することを妨げる法はなかった。法と慣習は居合わす納税者の採決が実施されることを定めるだけである」との認識を抱く⁽¹⁸⁾。このような認識が町区会の出席者に広まっていたために挙手の有効性が問われたのである。1872年に第3版を刊行した『教区法案内書』によると、「伝統あるコモン・ローによると、全ての納税者は一票を所持しそれ以上ではなかった。このことは、実際のところヴェストリーに提出された何らかの問題がともかく挙手によって決定される場合に、依然として当てはまる」⁽¹⁹⁾。この引用から、ヴェストリー一般での議決は挙手すなわち一人一票による選出方法であるのが分かる。問題なのは挙手者の確認を行う指針が定められていないことである。

結局「採決の検査が議会法で規定されていないため、今夜実施できるどんな採決の検査も全く価値を持たない」と司会が告げることで「採決の検査」は実施されず、課税台帳も会場にあるかどうか不明なまま不要とされた⁽²⁰⁾。「採決の検査」が実施できないと判明したため、その実施をコーヴィッジは諦める。さらに司会は、挙手の結果に不満な者は自己負担による投票を要求するしかないと判断する。しかし投票を求める者がいなかったため会合は終了することになった。ところが終了直前になされる司会への謝意が可決した直後に、シェフィールドの市長であるディヴィッド・ウォードが司会の議事進行に不満を表明し、投票を求める。これに司会は、一般に謝意の表明後に会合は終了すると返答し、強引に閉会した。こうして「採決の検査」を求めたコーヴィッジに続き、司会の判断に異議を唱えた市長までも表れることで、今回の町区会は問題含みであった。

2) 新埋葬委員を巡る論争

コーヴィッジと市長の不満は先の4月10日の町区会での行動に留まらない。2日後に市長は、町区会における「司会の決定の妥当性に異議を唱える」ため、事務弁護士に提訴を指示する⁽²¹⁾。

コーヴィッジも、新たな埋葬委員が「正しく選出されていない」と指摘する4月16日付の警告文を事務弁護士に作成してもらい、先の町区会で司会を務めた貧民監督官ディクソン宛に送付する⁽²²⁾。この警告文は、まず当日の会合で「採決の検査」が実施されなかったこと、次に課税台帳が提示されなかったこと、三番目に市長が求めた投票が実施されなかったことを指摘した。

コーヴィッジと市長の抱く不満は埋葬委員を動揺さす。先の町区会で任命された埋葬委員が初めて参加する埋葬委員会の会合が、4月17日に開催された⁽²³⁾。彼らのうちロバートショウは欠席するもラングリーとハヴィーは出席する。シェフィールド町区の埋葬委員会では、これまで長らく埋葬委員とその委員長を務めたラングリーを、今回も委員長に推薦する声上がるも、埋葬委員選出の合法性に、チャーチ・パーティーのカブリーとクロスランドが疑問符を付す。これに対してピアソンは、埋葬委員会の自立性を強調しラングリーを委員長に就けるよう求める。こうして各委員が不安と不満を抱くなか、ラングリーを委員長に推薦する決議案は可決し、さらにはロバートショウを本人不在のまま副委員長とする決議案も可決する。

一方のチャーチ・パーティーは、5月6日に市長が司会の会合をカトラーズ・ホールで開催した⁽²⁴⁾。そこでは、コーヴィッジが事務弁護士に作成してもらった警告文に関する見解を問われた勅撰弁護士アルフレッド・ウィルズは答える。前回の町区会での「埋葬委員の選出は非合法であり」、「再度の町区会の会合開催を求める職務執行令状を裁判所に申請すべき、さらにこの措置は前回の会合の司会ディクソン氏、さらにラングリー氏とハヴィー氏にも向けられるべき」。ラングリーとハヴィーが、今年度の埋葬委員会の初会合に警告文が提出されたにも関わらず出席したことを、ウィルズは問題とする。残る委員の「ロバートショウは、自分の選出が論争中である限り埋葬委員会の一員となる事を拒否している」ため、警告文では譴責の対象から外れている。ウィルズの見解に従って、会合でチャーチ・パーティーは「必要な支出に見合う十分な基金が確保されることを条件に」、「この措置を採用することを満場一致で決定する」。

裁判所までがその去就に関わるようになった新埋葬委員はどう対処したのか。彼らは連名で貧民監督官宛に5月9日付で手紙を送付する⁽²⁵⁾。手紙によると、3人は埋葬委員を辞任し、納税者に是非を問うべく埋葬委員の再選出を要求した。手紙を受け取った貧民監督官は、埋葬委員を再度選出すべく町区会の開催を5月19日付で告知する⁽²⁶⁾。

ラングリー、ロバートショウ、ハヴィーとその支持者は精力的に活動する。5月16日にテンペランス・ホールで開催された会合に大勢の出席者が集まった⁽²⁷⁾。ここでまず3人の再任を本会が支持すること、次に納税者に町区会に参加して3人への支持を求める決議案が採択された。

さらに5月19日にもテンペランス・ホールで開催された会合でラングリー、ロバートショウ、ハヴィーが意見を表明する⁽²⁸⁾。ラングリーはこれまでの埋葬委員会の活動を、自身の関わりを中心に概観する。埋葬委員会がシェフィールド町区で結成されたのは1862年である。しかしながら墓地用地を巡って委員の間で対立が生じたため、埋葬委員会は活動を停止する。ただしシェフィールド町区内には3つの墓地しかない上に、これらの墓地は1857年の法によって埋葬が制限された。そのため墓地不足の圧力は高く、新たな墓地の開設のために埋葬委員会の活動再開を

望む声が挙がる。76年には埋葬委員会が活動を再開し、ラングリーは当初からその一員であった。初年度は墓地予定地の広さと立地などを埋葬委員会は検討するも、具体的な決定に到らない。77年3月には3人の委員が入れ替わり、この年度にはラングリーは委員長を務める。この頃から埋葬委員会は活動を本格化する。墓地用地を、ノーフォーク公から公の経済的負担によるカトリック専用埋葬地確保を条件に、低額で購入することに成功する。問題が生じたのは各埋葬地の立地と広さである。墓地の「平面図によると、ノンコンフォーマリスト用のチャペルが敷地の左側に、そして国教徒用チャペルが右側に記されている」。つまりチャペルを中心にその周囲を取り囲む埋葬地は、ノンコンフォーマリストの埋葬地が敷地の左側に位置し、国教徒のものが右側に位置するのである⁽²⁹⁾。しかしチャーチ・パーティーはこの立地に不満であり、埋葬地を左側に変更しようと試み成功する。立地以上に問題が深刻化したのは埋葬地の広さであった。一般に自治体共同墓地の埋葬地は国教徒用埋葬地の聖別地、ノンコンフォーマリストを主とした非国教徒用の埋葬地たる非聖別地とに2分、時にはカトリック用埋葬地を入れ3分、ユダヤ人用埋葬地も含み4分されることもある。シェフィールド町区の場合は聖別地、非聖別地、カトリック用埋葬地の3分である。委員長ラングリーは、イングランドの主たる12の都市の自治体共同墓地における埋葬地の割り振り状況を、独自の調査で把握した。これらの例からシェフィールド町区の自治体共同墓地の埋葬地として、ノーフォーク公との取り決めで決定したカトリック用の埋葬地7エーカーに加えて、「16.5エーカーを国教徒に、13.5エーカーをノンコンフォーマリストに充て、残りを予備地として残すのが公平である」と埋葬委員会は判断する。しかし埋葬委員クロスランドがこの割り振りに不満であり、シェフィールド教区の教区司祭（Vicar）を司会とした国教徒による会合を開催する。そして教区司祭は、自治体共同墓地に関する問題で地元での解決が困難な場合に調停に入る内務省に、「共同墓地の3分の2を聖別したい」との趣旨の手紙を送付した。手紙への対応は78年4月の埋葬委員の入れ替えの結果を待つことになった。入れ替えによってクロスランドも含め4人の国教徒が埋葬委員となり、国教徒の要求が主張し易い環境ができた。さっそく初会合でラングリーが78年度の委員長に推薦されるも、その対案が国教徒でもある新埋葬委員によって推薦、支持された。結局、委員長にはラングリーが就任するも、国教徒の権益を拡大しようとする勢力がその力を行使し始めた。78年度の2回目以降の会合でも聖別地の拡大をチャーチ・パーティーは狙う。拡大のためチャーチメン協会（Churchmen's Association）に属す事務弁護士ジョン・セオドア・ドッドが、多くの埋葬に関する統計資料を内務省に送付した⁽³⁰⁾。その資料は、「相当多くの人が自治体の埋葬地の非聖別地より聖別地に埋葬されている」ことを示す。しかしラングリーはそれに反論する。「過去25年間、非聖別地に遺体を埋葬しようとするシェフィールドの人はそれをできなかった。その理由はこの町区には非聖別の墓地が無かったからである」。さらに彼は、シェフィールド町区を除く市内の聖別地と非聖別地を持つ共同墓地を事例に、「過去7年間、聖別地での埋葬数は非聖別地に比べて344多いにすぎない」、と述べることでシェフィールド町区における非聖別地の必要性を説く。ただしロバートショウが聖別地を4エーカー拡大し20.5エーカーにする妥協案を示し、国教徒の委員もそれを妥協点として78年5

月に埋葬委員会で同意した。しかしながらチャーチ・パーティーの一員が、教区司祭との交渉の上で、内務省宛にノンコンフォーマリストの埋葬地の一画の引き渡しを求める手紙をさらに書く。手紙で、現在は非聖別地の埋葬地として予定されている区画番号 13 を予備地へと変更し、将来的な聖別地化をチャーチ・パーティーは内務省に求めた。内務省はそれを了承し、それに沿った助言を教区司祭が埋葬委員会にするよう求めた。この筋書きに従って問題の区画番号 13 を非聖別地から予備地へと変更する案が、埋葬委員会の会合で教区司祭と関係のある委員によって提出された。それを委員に今や 4 人いる国教徒のうち、欠席するも支持を予想されるヘイウッドを除くウォード、カブリー、クロスランドが支持し、残った委員のラングリー、リーダー、ロバートショウ、ピアソン、ローソンが反対する。その結果、委員の間で対立が激化したため、埋葬委員会は活動を停止した。そして 79 年 4 月の委員入れ替えて異議が唱えられ、異議に対して新埋葬委員は委員を辞任し、納税者の選択を求める。ラングリーはこれまでの経緯を聖別地拡大問題を中心に説明する。

ラングリーの説明に概ね賛意を示しつつ、ハヴィーも聖別地が問題だと言う。彼はシェフィールド町区で国教徒が非国教徒を上回るかどうか疑問視した。そのため国教徒の埋葬地を、非国教徒を構成するノンコンフォーマリストとカトリックの両埋葬地の合計値でもある 20.5 エーカーとするのは広すぎるので、予備地から 4 エーカーを追加しない、16.5 エーカーの埋葬地が公平な妥協点と考える。ましてや区画番号 13 と、ウォードなど一部のチャーチ・パーティーが欲している、残った予備地 9 エーカーの追加にも反対する⁽³¹⁾。

ハヴィー、ラングリーと異なる問題整理をしたのはロバートショウである。彼はラングリー同様 76 年に埋葬委員会が活動を再開した時期から委員であり、「政治上もしくは宗教上の一員」としてではなく、「納税者」として埋葬委員会で活動してきたことを強調する。活動例として、ラングリーが先に言及した国教徒の埋葬地の立地変更に言及した。ラングリーによると、変更前は国教徒の埋葬地は全体の敷地を記した平面図では右側にあり、不満なチャーチ・パーティーがそれを左側に移動させた。しかし移動させたのはラングリーが想定したチャーチ・パーティーの一員ではなく、ロバートショウであった。彼の見解によると、「最大多数の納税者は好みがあるならそれを満たす権利を持つ」。つまり左側の埋葬地はシェフィールドの中心街に右側より近いため、「埋葬地の非聖別地より聖別地でより多くの葬儀があると想定される限り、国教徒が左側の埋葬地を使うべき」なのである。ロバートショウは実際の国教徒と非国教徒の数を問うことなしに、葬儀数で非国教徒を上回ると予想する国教徒が、市の中心部に近い左側を使うべきと言うのである。続いて聖別地を 16.5 エーカーから 20.5 エーカーに拡大した場合でも、ロバートショウの納税者原則は貫徹する。つまり葬儀数に関して国教徒が非国教徒より多いのであれば、当然ながら国教徒の埋葬地はより広くあるべきである。しかも彼は「拡張が全ての見解の相違をきれいに解消するとの条件で、拡張用の用地が国教徒に付与されるのに同意した」。ただし 20.5 エーカーの聖別地に国教徒が更に追加を要求した際には反発する。20.5 エーカーの案で、埋葬数の「最低限の予測に従って各集団は少なくとも 50 年分、一部の人によると 70 年分の埋葬地を用意してい

る」。しかし聖別地を追加することで、「もし必要が生じて、当の集団に付与すべき土地がないように後世の者を束縛することは賢明ではないし、束縛するとは現在の埋葬委員はとても不公平である」と述べる。現在であれ未来であれ、より多数の納税者のためにロバートショウは行動していると認識している。

一方のチャーチ・パーティーは候補者の準備をどう進めたのか。新埋葬委員の辞任によって提訴が不要となったため、5月20日に開催されたチャーチ・パーティーの会合では、候補者の擁立が検討される⁽³²⁾。候補者として先の町区会で敗北したウォード、ビニー、ステーシーの三人、さらに市長など確実に一定の支持者を得られる有力者が検討される。しかし立候補の理由と候補者は決定に到らない。ただし5月26日の埋葬委員を選出する「町区会で採決の結果敗れても、チャーチ・パーティーは投票を求めるとはっきり決定した」。しかも26日の町区会で人員の動員を図るべく、その日に開催予定だったシェフィールドの国教徒の年次大会であるシェフィールド教会協議会は延期される⁽³³⁾。チャーチ・パーティーは町区会に国教徒の動員をかける。

このようにチャーチ・パーティーもラングリーらと同様に26日の町区会に備えて一定の方向性を打ち出す。しかしチャーチ・パーティーは何のため国教徒の埋葬委員を望んだのか。先の5月20日の会合でも候補者が決まらないだけでなく、立候補の理由が明示されなかった。この姿勢は地元新聞の社説でも「沈黙政策」として疑問視される⁽³⁴⁾。

3) 再び町区会

埋葬委員を再選出する町区会は予定通り5月26日に開催された⁽³⁵⁾。会場の「テンペランス・ホールの入口は、会合のために決められた時刻の1時間程前には開けられ、30分もしないうちに座席は満席となり傍聴席も人だかりで一杯となった」。司会は前回司会の貧民監督官B・ディクソンの希望で、W・E・クレッグ市議員が代わって務める。推薦人ジョン・ウィルソンは、いずれも先の町区会で勝利したラングリー、ロバートショウ、ハヴィーの3人を候補者に挙げ、シェフィールド市内のブライトサイド町区の埋葬委員としての経験を基に見解を述べる。まずシェフィールド町区の自治体共同墓地では、聖別地と非聖別地の割合は3対2が適切であり、この割合とほぼ一致した、既に埋葬委員会の同意を得た聖別地20.5エーカーと非聖別地13.5エーカーを支持する。聖別地の拡大に反対する根拠として、ブライトサイド町区の場合に、墓の購入ペースは非聖別地が聖別地を上回ったため、シェフィールド町区でも同様の見通しを示す。そして聖別地の拡大を求める裏付けとなる資料を内務省に提出したジョン・セオドア・ドッドに、むしろ聖別地の拡大の必要性は低いと反論する。ウィルソンは「予備地」の行方についても、それを聖別地へと変更することに反対する。「予備地を使わないとの前提でこれから70年分の埋葬地が既に設定された」のに加えて、「予備地がコテージ・ガーデンとして貸与される」と一定の収益を生むと予測できるからである。埋葬料に関してウィルソンはまず教区司祭との関係を指摘する。シェフィールド教区のかつての教区司祭サットンは「シェフィールドの教区司祭が二人の教会委員を選ぶのは慣例だ」と認識していたけれども、その選出を「教区民がある教会税の採用を拒否

し、その結果、教区司祭が1300ポンドの負債を抱えたため渋々諦めた」。この教区司祭はチャーチ・パーティーのドットの祖父であったため、祖父に続いて孫の不当な要求も町区民が拒むようにウィルソンは呼びかける。さらにブライトサイド町区ではウィルソンを含む埋葬委員会も、聖職者と関わりを持った二人の国教徒の埋葬委員による「聖職者への特別手当」、「墓穴が深くなれば上がる埋葬料」、「非教区民の場合に埋葬料を二倍」といった不当な要求に直面するも拒否した⁽³⁶⁾。拒否の結果ブライトサイド町区の「埋葬料は、聖職者が合法的に主張できる要求額より3分の1安価となった」。ブライトサイド町区で埋葬委員会は、聖職者の不当な要求に町区民の支持を得た上で毅然と対応し、安価な埋葬料という町区民に寄与する結果を得たため、シェフィールド町区の埋葬委員会もチャーチ・パーティーに対峙すべき、とウィルソンは求める。

推薦人ウィルソンに続き支持者ジョン・ニールは、聖別に関して聖別地の広さの問題ではなく、聖別の意味を問う。聖別式を司式予定のヨーク大主教は、「より優れた聖別を主の大地の一部に主が最初にそれに与えた以上に与えることができるのか」⁽³⁷⁾。大主教と言えども人による聖別は神による聖別には劣ると主張するのである。主による主の大地の聖別とは神による天地創造を指すのか定かではないものの、「人間の理性による神についての教説である」自然神学を土台として発展した、地球の歴史を論じる地質学の影響を読みとれる⁽³⁸⁾。聖別に続き、埋葬料に関して牧師であるニールは、「福音の説教と引き替えに人々から1ペニーも受け取ったことはない」と述べることで、収入増加を目的に埋葬料を決定しようとする国教徒の聖職者とその支持者を批判する。

ラングリー、ロバートショウ、ハヴィーに候補者としてチャーチ・パーティーが対峙させたのは、4月の町区会同様ウォード、ビニー、ステーシーの3人である。やはり推薦人のコーヴィッジは、埋葬委員を「辞める理由が見いだせない」ウォードを推薦する。次いでビニーを「しばらく市当局にいた十分頼りになる周知の人」であり、ステーシーを「最近3年の救貧法施行委員の選挙でトップから3位以内に常にいた」ためとして推薦する。4月の町区会と異なる支持者エドウィン・ビンガムは、推薦された3人を「人々を代表する適切な人」と支援する。推薦人も支持者もラングリーらの場合と比べて発言が少ないばかりか、前回の町区会での発言と大差がない。チャーチ・パーティーは埋葬委員の候補者を決定するも立候補の理由までは十分に考えておらず、「沈黙政策」は未だ続いている。

埋葬委員の候補者が揃ったため司会は挙手を実施する。その結果「ホールの一団と傍聴席にいるほぼ全員がラングリー、ロバートショウ、ハヴィーの各氏に手を挙げ、一方ウォード氏とビニー氏には50人にも満たない人の手しか挙げられず、ステーシー市会議員に到ってはさらに少なかった」。司会が「ラングリー、ロバートショウ、ハヴィーが圧倒的多数で埋葬委員に選出された」と述べた直後に、敗北した候補者の推薦人コーヴィッジが投票を求める。しかし投票費用を、貧民監督官も司会も払えないため、投票要求者が払う必要があると判明した。これに関してコーヴィッジは、投票費用と引き替えの投票を拒否する。しかしながらこの拒否は費用を出せないということではない。コーヴィッジが推薦するも敗北した候補者ビニーによると、「もし投票が今

実施されたら、票を投じる公平で公正な機会がこの町区の全有権者に付与されない」からだ。さらに勅撰弁護士アルフレッド・ウィルズの見解をビニーは紹介する。ビニーによると司会は、「常に全有権者が票を投じる公平で公正な機会を確保できるように調整しなければならない」。

一方で司会のクレッグは『スティアの教区法』から引用する⁽³⁹⁾。「町区会で決められる事項には同席者中にその決議を支持する多数派がいる必要がある。この手順に参加を拒否する人は不在採決参加者として扱われない」。つまり多数派が支持する事項でその採決に参加を拒否する人は、採決に参加する権利を放棄しているため、会合に不在を理由に他の日時と場所を利用して採決に参加することはできないのである。さらに「コモン・ローによる選出方法は挙手か投票であり」、「投票は即座に実施されるべし、ただし司会がこれを決定するのに適切な人である」。そして司会のクレッグは即座の投票実施を要求する。

しかも投票費用の問題を調べた貧民監督官補佐のブランメルは、1876年に刊行された『治安判事』を含め多くの法的見解を検討するも、「救貧税から投票費用を支出する方法を我々は見いだせなかった」と答える⁽⁴⁰⁾。その結果「投票を要求する人が費用に責任を持つ一団である」との結論に到達する。つまり投票費用はコーヴィッジらの負担で、かつ投票実施はこの会合においてである。この決定を聞いたコーヴィッジは投票を諦め会場を退室したため、ラングリー、ロバートショウ、ハヴィーの3人が埋葬委員として正式に選出され、会合は閉会した。こうして4月10日の町区会で選出された埋葬委員は再度埋葬委員となり、彼らの一部は4月17日の埋葬委員会の会合で任命された役職にも再就任した⁽⁴¹⁾。

第三章 埋葬委員選出—1880年—

1) 町区会

1880年4月のシェフィールド町区会で、埋葬委員の入れ替えを実施することになった⁽⁴²⁾。町区会会場の「タウン・ホールの周囲には、会合が始まる1時間前には非常に大勢の人が集まる。対峙する両者の目的は、建物内にできるだけ多くの支持者を入れることだからだ。しかし早く到着した者としていかなる利点もほとんど利用できなかった。その理由は会合が始まる30分前まで入口が開けられなかったからだ。開場されると座席を求め人がなだれ込み、大広間のほぼ全スペースが人で一杯になった」。司会は貧民監督官のディクソンである。今回退任予定の委員はJ・D・リーダー、F・パーシー・ローソン、ジョゼフ・ピアソンの3人である。3人とも再任を求め推薦人と支持者を確保した。これに対してチャーチ・パーティーのB・フレッチャーは、国教徒のアルフレッド・テイラーを委員として推薦する。フレッチャーによると「前年度の埋葬委員は9人、そのうち6人がディセンターで3人が国教徒」であった。しかし「シェフィールドの国教徒の数と、彼らがこの町区で有す利害は、埋葬委員会に3人以上の代表を持つ権利を彼らが主張するのに十分である」ため、国教徒であるテイラーを推薦したと言う。フレッチャーと同様の理由でノールズ・ビンズも、国教徒のジョージ・トムリンソンを委員に推薦し、支持者も獲得する。さらに

トムリンソンのある支援者は、「街当局と関わる公的な地位が、ほんのわずかの国教徒によってしか所持ないし占められていないのは理に適っていない」と述べ、そのような地位を持たないトムリンソンを埋葬委員に就任させることで、当局のポストへの国教徒の進出を求める。

こうして埋葬委員の候補者が出揃うも、司会は「投票を要求する人が投票費用の保証をするよう」まず求める。ただし「数人の貧民監督官がこの件を入念に調べた。そして今や貧民監督官の司会者と言える。つまり要望があれば投票を実施できる用意が完全にでき、さらに救貧税として徴収し手元にある基金から通常の方法で投票費用を払える」。しかしながら救貧税からの支払いは、「監査役」の許可ないし「地方自治局」の許可が必要であり、不許可の場合に備えて投票費用をその要求者が負担するとの保証が必要である。投票費用を前年度には、投票要求者が負担する必要があると貧民監督官ディクソンに代わって司会を務めたクレッグが言ったけれども⁽⁴³⁾、今年度は、条件付ながらも救貧税から支払可能との判断をディクソンが伝える。町区会の運営に関する貧民監督官ないし司会の知識が、埋葬委員選出時の度重なる投票要求によって磨かれ、その結果、投票実施の敷居を下げた。

投票費用に次いで投票実施日時が問題となった。「課税台帳」は今回は会場内に用意されていると判明する。そのため「投票は今夜実施できる」、さらには「居合わす者による票決は、会合が開催される現場で実施されるのが遥か昔からの町区会の通常の習慣なのではないか」といった意見が示された。これらの意見に貧民監督官補佐ブランメルは、会場で投票を実施できたのは「きっと田舎での行為」であり、そこでは「埋葬委員会の委員選出のため躍起になって活動するのが習慣である」と答える。しかしシェフィールド町区のような都市部では、「何らかの合理的な制限内にこの会合に参加している人数の票決を取るのは、現実的には不可能である」。それは「課税台帳との照合」、「大多数の人が一番に投票して退室しようとするための混乱」などの困難が伴うとの理由を挙げる⁽⁴⁴⁾。さらに彼はある判例による原則を引用することで、投票を今夜実施しないことの典拠とする。「資格を持つ人全員は、挙手の際に出席していようが欠席していようが投票で票を投じる権利を付与されている。投票を居合わす人に制限する決議は無効である。さらに投票は、全員がその権利を行使できるように十分な時間受け付けられるべきである。また投票者数と居住地からの距離への配慮もされたい」⁽⁴⁵⁾。こうして投票費用に続き、投票実施日時の問題でも貧民監督官と貧民監督官補佐は、先例とシェフィールド町区の状況を基に現実的な判断を下すよう参加者に求める。そしてこれらの議論を踏まえ、投票のため「本会を明日の夕方7時30分まで延期したい」との決議案までが提出された。ただしこの案は採決に付されず、まず埋葬委員を選出するための挙手が実施された。挙手では、現職の3人に会場のほとんどの人が賛意を示したのに対して、新人2人には僅かな人しか賛意を示さなかった。満員の会場内にはチャーチ・パーティーを上回る数百人に上る反チャーチ・パーティーの者がいるようだ。

挙手による結果が判明した後に、敗北した候補者テイラーの推薦人フレッチャーが投票を要求した。そこで司会は投票費用の保証額を50ポンドと定める。しかしそれを保証するのがフレッチャーは困難であったため、代わって名乗り出たW・C・レングが保証し同時に投票も要求する⁽⁴⁶⁾。

投票費用の保証人が決定したため、司会は投票実施日時を、2 日後と 3 日後の「水曜日と木曜日、両曜日とも朝 10 時から夜 8 時まで」と定める。

町区会の翌日 4 月 20 日に、埋葬委員への再任を目指すリーダー、ローソン、ピアソンを支援する納税者の会合が、3 人の同席でテンペランス・ホールで開催された⁽⁴⁷⁾。司会はブライトサイト町区で埋葬委員を務めたジョン・ウィルソンである。会合での発言で注目すべきは、国教徒による公職独占と埋葬料の操作に関するものである。まず国教徒による公職独占に関しては、司会のウィルソンが「国教徒を埋葬委員会で適切に代表させる」というチャーチ・パーティーの要求に対して「納税者を代表する人が選ばれるべき」、さらに埋葬委員会の「体制がどうあるべきかを埋葬法は既に規定している」ため、国教徒にも十分配慮がされていると反論する。再任を求めるリーダーは、チャーチ・パーティーが「審査法と自治体法の復活を望み」、両法によって「悲惨なディセンターを公職から追放し」、「自分たちを「適切な地位」と呼ぶ場に置こうとしている」と疑う。つまりチャーチ・パーティーは、審査法と自治体法でかつて実現できた国教徒による社会的なポストの独占を再度達成する一環として、埋葬委員に国教徒を就任させようとしているのではないかと疑う。この方策を追求する上で候補者の資質はさほど重視されない。実際「国教徒の候補者の推薦人は、候補者の氏名を何ら推薦理由なく言うだけであった」。国教徒による公職独占に次いで、チャーチ・パーティーによる埋葬料の操作に関して、埋葬委員ラングリーが述べる。「これから数年の間、シェフィールド町区の新しい共同墓地は専ら労働者階級によって利用されるだろう」。「シェフィールドの富める者の多くは一般共同墓地に墓を購入してきた」。この一般共同墓地は 1834 年に開設した民間の共同墓地である⁽⁴⁸⁾。19 世紀前半には多数の民間共同墓地がシェフィールドを含め全国に建設された。都心の墓地が 19 世紀中葉に埋葬を停止しても、代わりに富める者はこの一般共同墓地を利用できる。しかし埋葬料の高い一般共同墓地を労働者は利用が難しい。「現在の難問は労働者用の埋葬スペースを確保することである。だから埋葬委員会は可能な限り埋葬料を安価にする必要がある」。自治体共同墓地は、シェフィールド町区という自治体の埋葬委員会が運営するため、埋葬料は国教徒の聖職者の収入増加に寄与する形で設定するのではなく、労働者を中心とした貧しき住民が埋葬できるように安価に設定すべし、とラングリーは求める。

翌日の 4 月 21 日と 22 日の午前 10 時から午後 8 時まで、テンペランス・ホールで投票が受け付けられた。結果はチャーチ・パーティーの推薦するテイラーとトムリンソンそして再任を求めたリーダーが当選し、リーダーと同じく再任を求めたピアソンとローソンは落選した。挙手で選出された 3 人のうちリーダーのみが投票では選出されたため、挙手と投票では結果が異なった。各候補者の 21 日と 22 日を合わせた総得票数は多い順にテイラー 3259 票、トムリンソン 3258 票、リーダー 3073 票、ピアソン 3042 票、ローソン 3027 票である⁽⁴⁹⁾。21 日の投票初日に限っても得票数は多い順にテイラー 913 票、トムリンソン 833 票、リーダー 433 票、ピアソン 392 票、ローソン 367 票であり、この順位は総得票数の場合と同じである⁽⁵⁰⁾。ただし得票数が最も多いテイラーと最も少ないローソンの票数の開きは、初日で 546 票であるのに対して総得票数で 232 票と縮小

している。縮小の原因は2日目の得票数による。つまり2日目の得票数は多い順にローソン 2660 票、ピアソン 2650 票、リーダー 2640 票、トムリンソン 2425 票、テイラー 2346 票である。初日の得票数もしくは総得票数の順位と逆の順位を示す、この2日目の得票数によって、票数の開きが縮められたのである。

得票数の分布傾向は、対立する両者の選挙活動とそれに答えた投票者の投票行動である程度説明できる。投票の実施が決まったのが4月20日であり、その2日後と3日後に投票を受け付けたため投票の周知期間が短かった。しかし周知期間がもっと長期間であれば勝敗の結果は異なったかもしれない。それは埋葬委員に再任を求めた3人に投票した者は、その多くが日中に仕事を抱える労働者であるため、事前に投票日を伝えてもらわないと投票に行く時間を確保するのは困難であったろう。実際初日の19時頃「大勢の投票者が表れ、この日初めて会場が満員の徴候を示し」、2日目の18時から19時にも「労働者階級の投票者が今や多数到着しだし」、「この日初めて、リーダーとその仲間達が競争相手よりかなり多くの票を得たのが明らかとなった」。夕方に労働者が大挙した結果、20時の投票終了時刻には、初日で「2人の女性を含む200人近くが票を投じるべく未だ待っており」、2日目も「少なくとも300人の男女が幾つかのテーブルの周りに集まり、投票すべく根気よく待っていた」。投票所に居合わせた新聞記者のこれらの発言を裏付けるように、得票数は2日目が初日を大きく上回ったのは前述した。初日の夕方、そして特に2日目の夕方から夜間に大挙して労働者は投票できたのである。しかもこのような投票の期日と受付時間の問題に加えて労働者に不利に働いたのは、選挙権の問題である。町区会における選挙権は男女に関係なく「シェフィールド町区の全納税者」に付与される⁽⁵¹⁾。ただし一人一票ではなく、一年間の課税評価額によって付与される票数が変わる複数投票制である。票数は課税評価額が50ポンド未満なら1票、50ポンド以上なら25ポンドずつ上昇する度に1票ずつ増す。ただし付与される票数の上限は6票までである。複数票を有する有権者が多く票を投じたのが、チャーチ・パーティーの推薦するテイラーとトムリンソンであった。2票から6票までを持つ有権者が投じた票数はテイラー 1231 票、トムリンソン 1225 票に対して、リーダー 466 票、ピアソン 452 票、ローソン 440 票である。チャーチ・パーティーの推薦する2人は、複数票保持者から他の3人を大幅に上回る票を集めたのである。複数票の投票結果とは逆に1票の投票結果はテイラー 2028 票、トムリンソン 2033 票に対して、リーダー 2607 票、ピアソン 2590 票、ローソン 2587 票となる。1票しか付与されない課税評価額が50ポンドに満たない有権者つまり多くの労働者は、埋葬委員に再任を求める3人に他の2人を上回る票を投じたのである。この投票傾向から労働者がこれまでの埋葬委員の活動を肯定し、再任を目指した候補者の方策を支持していたことが窺える。

一方のチャーチ・パーティーは複数票を有する有権者から勝敗を左右した支持を得た。しかも埋葬委員会での決定を左右できる埋葬委員9人中5人の多数派を国教徒が占め、かつ票の分散をできるだけ防ぐため、候補者を2人に限定し、共に当選させた。チャーチ・パーティーは、投票が決定した4月19日から投票が実施される4月21日と22日までの短期間に、反チャーチ・

パーティーが支持を求める会合を開催したのは対照的に、個人をターゲットにした選挙活動を行う⁽⁵²⁾。チャーチ・パーティーはこの間に、「候補者に投票し損なう結果として国教会の非国教会化と基本財産没収に近いものが予想される」として、「国教会の危機」を連呼し、支持者に投票を求める⁽⁵³⁾。墓地問題からは飛躍があるものの、「国教会の危機」というスローガンは、1885年には全国レベルの総選挙で国教会の非国教化が主要争点となるため、1880年のシェフィールドでも一定の説得力をもって理解されたのではないか⁽⁵⁴⁾。「国教会の危機」に加えてチャーチ・パーティーは、「ローソン氏とピアソン氏といった、リベラリズムの強靱な2人の支持者を追い落とす機会は見逃すには惜しい」ため、保守党組織を活用する。国教会と保守党の伝統ある連携である。実際、投票実施を決定した町区会の開会直前には、「保守党が退任する埋葬委員のうち2人を追い出し、それに代えて国教徒を就任させようとする意向である」ことが広く知られ、投票決定直後には、「著名な保守党員が国教徒の候補者の代理として活動し、有権者を投票に動員すべく走り回っているのが目撃された」⁽⁵⁵⁾。チャーチ・パーティーによる国教会体制護持の主張と保守党組織の活用は、その対象を複数票を持つ有権者にターゲットを絞ったことを、前述の投票の傾向から容易に予想できる。しかも彼らの選挙活動は今回の短期間の選挙活動だけでなく、長期の選挙活動の成果でもある。つまり前述したように、1877年3月の「まずまずの出席者」があった町区会での挙手で、チャーチ・パーティーが推薦した3人は敗北し、対立した新人3人が埋葬委員に就任した。78年4月の町区会では転居者の後任を含めて4人の埋葬委員を選出する必要があった。選出されたのはチャーチ・パーティーの推す新人3人と現職1人である。彼らの支持者は会場に「とても早く到着し、正面の座席を占拠する」。これに対して「チャーチ・パーティーに反対する人々はさほど早く到着せず、結果として彼らの大部分が、後ろの座席や脇の座席に座ることで満足する必要があった」。彼らのなかには満員の会場に入場できず、挙手に参加できなかった者がいたのではないか。79年4月の町区会では反チャーチ・パーティーも人員の参集を呼びかけ、「非常に大勢の出席者があった」なかで、現職の2人と新人1人を埋葬委員に選出できた。挙手の直後に敗北したチャーチ・パーティーが有権者資格に異議を唱えたため、投票が実施寸前までに到る。彼らは挙手への人員動員力では不利と考え、選出方針を投票に転換することで劣勢な状況の打開を図るのである。そして80年4月にはチャーチ・パーティーは、挙手で敗れるも実現にこぎ着けた投票で勝利する。彼らが挙手から投票に選出方針を転換したのには勝算があった。前述したように、79年5月20日の会合で立候補の理由と候補者を決定しないまま、5月26日の埋葬委員を再選出する「町区会の会合で採決の結果敗れても、チャーチ・パーティーは投票を求めるとはっきり決定した」⁽⁵⁶⁾。投票における優位性を当事者が自覚していた。しかもこの優位性を相手も認識する。「投票が要求されたら、複数票を持つ高額納税者によって人々の意見を圧倒すべく多大な努力がなされるだろう。国教会の候補者は自分達の側に財産と力があると過信している」⁽⁵⁷⁾。つまり複数票保持者が国教会ないし保守党の支援者に多かったことを、チャーチ・パーティーが自覚し、さらに相手も認識していたため、彼らは挙手から投票へと埋葬委員の選出方法の変更を図り、投票を実現させ勝利したのである。

2) 投票結果の意味

投票によって勝利したチャーチ・パーティーは何らかの成果を上げたのか。1881年3月28日のヨーク大主教による聖別式で国教徒用の埋葬地が聖別地として成立し、その二ヶ月後の5月25日に自治体共同墓地の開設式が挙行された⁽⁵⁸⁾。埋葬地として「埋葬委員会は国教徒用に20エーカー余り、ノンコンフォーマリスト用に13エーカー、カトリック用に7エーカーを割り充てた。さらに9エーカーが将来の埋葬のため予備地として確保された」。これらの値は78年5月に埋葬委員会で合意した各埋葬地の面積とはほぼ同じである。各埋葬地は1900年5月の時点でも同様の面積を確認できる⁽⁵⁹⁾。この時点で埋葬地の遺体数は国教徒用に19,100体、ノンコンフォーマリスト用に13,722体、カトリック用に7,393体であった。三つの埋葬地いずれも1エーカーあたり約1,000の遺体が埋葬されたことになるため、遺体の占有面積に関して埋葬委員会は宗派間の平等原則を貫徹できたことになる。チャーチ・パーティーは80年の投票で勝利したにも関わらず、聖別地には変化がなかった。

次に埋葬料はどうであったか。埋葬料は安価との評価が多い。例えば81年5月の開設式から約1年後の埋葬委員会の会合でリーダーは、複数の埋葬料から安価な3種類を取り上げ、それらが他の自治体の共同墓地と比較して、いずれも半額から3分の1程度と安価であることを確認したうえで、「この恩恵から慎ましい階級の納税者が特に常に利益を得ている」と主張した⁽⁶⁰⁾。リーダーはチャーチ・パーティーの候補者と80年に投票で競っただけに、一部の埋葬料を安価であるとする彼の指摘には説得力がある。さらに埋葬委員会の82年度の年次報告書は、埋葬数が増加している理由として、「死亡率の急上昇ではなく、共同墓地の立地と安価な埋葬料によって納税者に提供された便宜」を上げる⁽⁶¹⁾。この年次報告書を83年4月に町区会で承認してもらった埋葬委員カブリーは、これらの理由による埋葬数の増加が近年中の収支の黒字化をもたらすとまで予測し⁽⁶²⁾、89年度の収支では黒字に到ったと述べた⁽⁶³⁾。とりわけ黒字化に寄与した墓は最も安価な埋葬料の墓である。この墓はより高額な家族墓を購入できない人によって購入された、と85年度の年次報告書は指摘する⁽⁶⁴⁾。さらに87年度の年次報告書によると、1594件の埋葬のうち前年度と比べて増加した113件の大半を占めた墓は、最も安価な埋葬料の墓であった⁽⁶⁵⁾。埋葬料に関して埋葬委員会は、労働者階級を主な顧客とした安価な埋葬料の墓を設定したことで、聖別地の場合と同様に当初の意向を実現した。

チャーチ・パーティーは投票での勝利にも関わらず、聖別地に続いて埋葬料に関しても埋葬委員会での多数派としての立場を活用していなかった。むしろ彼らは、労働者票での敗北のため、反チャーチ・パーティーの意向に同意せざるを得なくなり、多数派としての立場を活用しなかったようだ。ここで複数投票制について考えてみよう。複数投票制は埋葬委員の選出に限定されない。例えば79年5月の埋葬委員の再選出で投票実施が予見された際には、「シェフィールド町区の目下の事情に正に当てはまる」事例として、貧民監督官補佐を複数投票制によって選出することが紹介された⁽⁶⁶⁾。その対象がヴェストリーで議決すべき事例全てに広がる複数投票制は、採用地域もシェフィールド町区だけでなく全国にまで拡大する。複数投票制は、1818年に制定さ

れた教区会法（Vestries Act）の第3条で規定されているからである⁽⁶⁷⁾。教区会法は、複数投票制によって「教区会のメンバー各位に対して、それぞれの救済税負担能力に比例した追加的影響力を与えること」が目的であった⁽⁶⁸⁾。目的の背景には教区会法制定前のヴェストリーの状況が挙げられる⁽⁶⁹⁾。「人口増加と高い流動性は、ヴェストリーを手にもたないほどの参加者で溢れさせた、そこでは口頭による表決（acclamation）が方針決定の主たる方法であり、合理的な議論は低調だった」。彼らは「大挙してヴェストリーに参加しその決定を左右でき、しかもそうすることを合法的に制限されなかった」。ヴェストリーは選挙権の平等性に加えて、選挙権を持たない者の関与を法的に排除できない。結果、「19世紀初頭のヴェストリーの酒場じみた雰囲気は適切な方針と運営を困難にし、とりわけ高額納税者を怒らせた。彼らの希望と利益は、彼らによる提案が声高に拒否されることで頻繁に無視されたからである」。この状況を是正すべく、「単なる人数に比べて富に優位にバランスを取ることを意図した」複数投票制が教区会法によって導入された。その結果、「ヴェストリーでの口頭による表決で認可された議決が納税者による投票にかげられたとき、かなり異なる結果が頻繁に生じた」。

ヴェストリーで複数投票制の導入後に生じた現象と、1877年から80年のシェフィールド町区会における埋葬委員の入れ替え時に生じていた現象とは同種である。確かに議決の方法は口頭による表決と挙手という違いがあるものの、二つの手法は共に一人一票の原則に従うという点では同じである。しかも有権者でない者を排除することなく議決への参加を許す、という習慣を共に持ち合わせていた。そして納税者による投票が既に決した議決を否定したのも同じである。

複数投票制は教区会に留まらず、「19世紀の制定法で創設されたさまざまなタイプの地方団体の選挙で採用された」⁽⁷⁰⁾。貧民監督官、埋葬委員会だけでなく公道委員会（Highway Board）、図書委員会（Library Commission）、学校委員会（School Board）、衛生委員会（Local Board of Health）で採用される。しかも複数投票制はヴェストリーでは1894年まで維持される。この年に制定された地方自治法が、複数投票制を規定した教区会法の第3条を廃止するからである⁽⁷¹⁾。

複数投票制は、このように法制度上は対象が拡大し、少なくとも一世紀近く採用された。従ってシェフィールド町区の埋葬委員会に限らず、シェフィールド市内の他の「地方団体」や委員会で採用された可能性もある。とりわけ1860年代からシェフィールド市議会を含め市政全般で自由党の勢力が衰退し、保守党が躍進していく⁽⁷²⁾。公安委員会（Watch Committee）、公道委員会（Highway Committee）、下水委員会（Sewerage Committee）、改良委員会（Improvement Committee）、多目的委員会（General Purposes Committee）で保守党は1860年代から優位に立つと共に委員長を輩出した。さらには「1880年代には各委員会で保守党関係者は委員数に焦点を絞り、1883年には保守党はほとんどの委員会で多数派を勝ち得た」。これらの委員会で躍進する手段として、いわば保守党による公職独占の一環として保守党は一人一票制に代えて、複数投票制を活用したと考えられないか。しかも80年の投票で勝利して、チャーチ・パーティーもしくは保守党の埋葬委員が多数派の5人を占めたシェフィールド町区の埋葬委員会は、その後は投票を実施していない。81年5月に開設された墓地の運営体制が固まったことで、埋葬委員会の

体制を変更する必要性も低下したからだ。例えば82年の埋葬委員の入れ替え時には、挙手で敗れた側の求めで投票の実施が検討された⁽⁷³⁾。対立したのは、挙手で勝利した自由党の候補者と敗北した保守党の候補者である。埋葬委員の候補者として両者は、1人の現職を共通にするも、他の2人で異なる新人を擁立した。しかし自由党も保守党も新人候補者2人のうち1人の立候補を見合わせ、残った1人を埋葬委員に就任させることで投票を回避した⁽⁷⁴⁾。結局82年度の埋葬委員も保守党が5人の多数派を構成する⁽⁷⁵⁾。83年以降の埋葬委員の選出では、投票が実施されないだけでなく、挙手すら実施されず話し合いで埋葬委員の選出が行われ、かつ再任が多い⁽⁷⁶⁾。保守党が多数派の5人を占めていることが予想できる。さらには90年代には埋葬委員の選出がよほど形式的になったためか、ほぼ選出に関する史料を入手できなかった⁽⁷⁷⁾。これは、墓地の運営体制の安定化によって埋葬委員会に異議が唱えられなくなったこと、さらに複数投票制度が94年の地方自治法で廃止されたことが寄与していよう。同様の体制維持を目的とした形式化傾向は、埋葬委員会の運営にとって重要な委員長職にも当てはまる。委員長職は1880年年度から99年年度まで1年毎に交代して担われた⁽⁷⁸⁾。複数年度を連続して務める者はおらず、数年以上の間隔を置いて2度務めた者が5人いるだけである。埋葬委員の間での輪番制と言うべきこの習慣に関して「毎年新しい委員長を選出するというこの習慣に従うことで、委員長職に就任したときに全埋葬委員が町区にあらゆる考え得る強みでもって職責を果たしている」、と肯定的な評価が語られた⁽⁷⁹⁾。1900年3月には埋葬委員会はその役割を終える。同月25日にシェフィールド町区とブライトサイド町区の二つの埋葬委員会、さらにアタークリフ兼ダーナル町区のアターナルとダーナルの二つの埋葬委員会がシェフィールド市のもとに一本化された⁽⁸⁰⁾。

おわりに

本稿では19世紀後半に自治体共同墓地を建設、運営した埋葬委員会における埋葬委員の選出問題についてシェフィールド市の中心シェフィールド町区を舞台に取り上げた。埋葬委員は町区会における挙手、投票、話し合いで選出された。

シェフィールド町区の埋葬委員会は1876年12月に活動を再開する。77年度から80年度までの4回の挙手による埋葬委員の選出は、埋葬委員の候補者の支持者をどれだけ会場に動員できるかで決した。チャーチ・パーティーと反チャーチ・パーティーは支持者の動員力を競った。結局、動員力で不利と判断したチャーチ・パーティーは、挙手から投票へと方針を転換する。投票では、有権者の財力によって所持する票数に差が設けられており、80年の投票の実現でチャーチ・パーティーは、9人の委員からなる埋葬委員会において多数派たる5人を確保できた。

しかしながら多数派を得たと言ってもチャーチ・パーティーは反チャーチ・パーティーが危惧したように、聖別地の更なる拡大と埋葬料の国教会聖職者に有利な設定を希求したわけではなかった。確かに聖別地は16.5エーカーから20.5エーカーに78年5月に拡大し、それ以後も拡大を求めるチャーチ・パーティーの動きがあったけれども拡大に結びつかなかった。埋葬料

に関しても 81 年 5 月の開設式以降の埋葬において概ね埋葬料は安価と評価され、最も安価な埋葬料の墓は労働者階級によって積極的に購入された。むしろチャーチ・パーティーは、投票における労働者票での敗北から、投票以前の埋葬委員会の活動方針を概ね踏襲した。

しかしながらチャーチ・パーティーは、投票で勝利することで埋葬委員会で多数派を構成できた。彼らを支援した保守党は、1860 年代からシェフィールド市の政治全般を自由党から奪取しつつあった。保守党は市政の掌握の一貫として「地方団体」や各種の委員会における多数派の確保に努めていたため、埋葬委員会におけるチャーチ・パーティーの支持に到る。保守党は一人一票制と複数投票制の二つの選挙制度を町区会（ヴェストリー）が併用している点を活用し、その目的を達成した。本稿での検討から、一人一票制を希求する国政（史）とは異なる、「納税者民主主義国家」イギリスの一端が垣間見えたと言える。

注

- (1) 先行研究については以下を参照。拙稿「19 世紀後半イギリスにおける墓地—自治体立共同墓地新設について—」『人間・環境学』第 16 巻、2007 年；拙稿「19 世紀イギリスにおける墓地—リヴァプールにおける自治体立共同墓地の建設—」『歴史文化社会論講座紀要』第 6 号、2009 年。
- (2) 'Return of London Burial-Grounds partially open and closed by Orders in Council, 1853-75', 1876 [C.1447] L VIII.513 in *British Parliamentary Papers*; 'Return of Burial-Grounds partially open and closed by Orders in Council, 1854-75', 1876 [C.1448] L VIII.533 in *B.P.P.*
- (3) 'Population and Burial Places (England and Wales)', 1876 (60) L VIII.535 in *B.P.P.*
- (4) Robert Millward, 'The Political Economy of Urban Utilities', in Martin Daunton, ed., *The Cambridge Urban History of Britain, vol. III 1840-1950* (Cambridge, 2000) p.324.
- (5) 拙稿「自治体立共同墓地新設」；拙稿「リヴァプール」。
- (6) 拙稿「19 世紀後半イギリスの墓地—ダービー市の自治体共同墓地における墓の利用—」『歴史文化社会論講座紀要』第 7 号、2010 年。
- (7) 拙稿「1860 年代リヴァプールにおける日曜埋葬問題—19 世紀後半イギリスの自治体共同墓地の運営—」『歴史文化社会論講座紀要』第 8 号、2011 年。
- (8) A.D.H.Crook, 'Population and Boundary Changes, 1801-1981', in Clyde Binfield, et al. eds, *The History of the City of Sheffield, 1843-1993, vol. II: Society* (Sheffield, 1993) pp.482-483.
- (9) Brain Barber, 'Sheffield Borough Council 1843-1893', in Clyde Binfield, et al. eds, *The History of the City of Sheffield, 1843-1993, vol. I: Politics* (Sheffield, 1993) p.29.
- (10) *Sheffield & Rotherham Independent*, (7, May, 1900) p.6, col.b.
- (11) *S.R.I.*, (22, June, 1862) p.6, col.a-b; (26, May, 1881) p.8, col.b.
- (12) *S.R.I.*, (22, December, 1876) p.3, col.f; (27, March, 1877) p.7, col.d.
- (13) *S.R.I.*, (9, April, 1878) p.2, col.a-c.
- (14) *S.R.I.*, (10, April, 1879) p.6, col.b.
- (15) 国教徒と非国教徒の自治体共同墓地における面積の平等性については、以下の文献を参照。拙稿「自治体立共同墓地新設」第 2 章。
- (16) *S.R.I.*, (10, April, 1879) p.6, col.a-b; (11, April, 1879) p.3, col.c-f.

- (17) ウォードは、前年度4月の町区会で任期を一年残すも転居のために埋葬委員を辞任したブラッドリーの後任として選出されたため、就任一年での退任となったようだ。
- (18) *S.R.I.*, (20, April, 1880) p.2, col.b.
- (19) W.A.Holdsworth, *The Handy Book of Parish Law* (London, 3rd edn 1872, 1st edn 1859) pp.45-46.
- (20) 「課税台帳」は、同時に開催されていた救貧法施行委員の選挙で使用中のため会場内に用意されなかった、と一年後に埋葬委員を選出する町区会で貧民監督官補佐ブランメルが打ち明ける。*S.R.I.*, (20, April, 1880) p.2, col.b.
- (21) *S.R.I.*, (14, April, 1879) p.3, col.c.
- (22) *S.R.I.*, (17, April, 1879) p.5, col.d.
- (23) *S.R.I.*, (18, April, 1879) p.3, col.g.
- (24) *S.R.I.*, (7, May, 1879) p.2, col.b; (10, May, 1879) p.11, col.e.
- (25) *S.R.I.*, (10, May, 1879) p.2, col.c.
- (26) *S.R.I.*, (21, May, 1879) p.3, col.e.
- (27) *S.R.I.*, (17, May, 1879) p.3, col.e.
- (28) *S.R.I.*, (20, May, 1879) p.2, col.b-c.
- (29) カトリック用埋葬地にもチャペルの建設が予定されている。しかしながら、チャペルを含むカトリック用埋葬地の経費を支出するノーフォーク公がチャペル建設費の支払を遅らせたため、その完成は1900年となる。Denis Evinson, *The Lord's House: A History of Sheffield's Roman Catholic Buildings 1570-1990* (Sheffield, 1991) p.62.
- (30) John Theodore Dodd は1881年には埋葬料に関する法の解説書を著すため、埋葬事情にも詳しくあったようだ。ただしそこでは共同墓地での埋葬料に関する記載はない。John Theodore Dodd, *Burial and other Church Fees and the Burial Act, 1880* (London, 1881) p. III.
- (31) *S.R.I.*, (20, May, 1879) p.2, col.d.
- (32) *S.R.I.*, (21, May, 1879) p.3, col.e.
- (33) *S.R.I.*, (24, May, 1879) p.2, col.b.
- (34) *S.R.I.*, (24, May, 1879) p.6, col.a-b.
- (35) *S.R.I.*, (27, May, 1879) p.2, col.b-c.
- (36) *S.R.I.*, (10, May, 1879) p.6, col.g; ウィルソンはブライトサイド町区の埋葬委員として、埋葬料を有利に設定しようとした国教徒の聖職者との対立に勝利し、埋葬料の値下げに成功する。J.H.Stainton, *The Making of Sheffield 1865-1914* (Sheffield, 1924) p.283.
- (37) 聖別式は主教が行うのが通例である。拙稿「自治体立共同墓地新設」142頁。ただしシェフィールド教区はヨーク主教区に含まれるため、ヨーク主教を兼ねるヨーク大主教が聖別式を1881年3月28日に司式した。*S.R.I.*, (26, May, 1881) p.8, col.b.
- (38) 松永俊男『ダーウィンの時代—科学と宗教—』名古屋大学出版会、1996年、23頁、59頁。
- (39) Henry John Hodgson, *Steer's Parish Law; Being A Digest of the Law Relating to the Civil and Ecclesiastical Government of Parishes; Friendly Societies, Etc., Etc.* (London, 3rd edn 1857, 1st edn 1830) pp.287-288. 同様の指摘は以下の文献にも記されている。Holdsworth, *The Handy Book of Parish Law*, p.46, note*.
- (40) 未見の『治安判事』(C.J.B.Hertslet, J.Patterson, and J.Thompson, *Justice of the Peace* (1876)) は、刊行年違い、つまり1878年刊行版の投票に関する見解が地元新聞に引用されたため、一定の権威ある法律書であると予想できる。*S.R.I.*, (22, May, 1879) p.5, col.c.
- (41) *S.R.I.*, (30, May, 1879) p.3, col.c.

- (42) *S.R.I.*, (20, April, 1880) p.2, col.a-b.
- (43) *S.R.I.*, (11, April, 1879) p.3, col.e.
- (44) プライツサイド町区では投票を終えた有権者は、退室に際して署名を求められることで有権者として確認された。*S.R.I.*, (20, April, 1880) p.2, col.b.
- (45) ブランメルが引用した文は以下にも掲載。Hodgson, *Steer's Parish Law*, p.288.
- (46) William Christopher Leng は保守党系列の地元新聞 *Sheffield Telegraph* の共同所有者で編集者である。Stainton, *The Making of Sheffield*, pp.324-327.
- (47) *S.R.I.*, (21, April, 1880) p.3, col.a-c.
- (48) David Hey, *A History of Sheffield* (Lancaster, 3rd rev.edn 2010, 1st edn 1998) p.137.
- (49) *S.R.I.*, (23, April, 1880) p.3, col.c.
- (50) *S.R.I.*, (22, April, 1880) p.3, col.b.
- (51) *S.R.I.*, (20, April, 1880) p.2, col.c; (22, May, 1879) p.5, col.c
- (52) *S.R.I.*, (23, April, 1880) p.3, col.b.
- (53) 「国教会の非国教化と基本財産没収 (the Disestablishment and Disendowment of the Church of England)」を 19 世紀中葉から一部の好戦的なプロテスタント非国教徒が国教会に対して要求し、組織的な活動を行う。とりわけ著名な組織が解放協会 (Liberation Society) である。David M. Thompson, 'The Liberation Society 1844-1868', in Patricia Hollis, ed., *Pressure from Without* (London, 1974) p.211.
- (54) Alian Simon, 'Church Disestablishment as a Factor in the General Election of 1885', *The Historical Journal*, vol.18, no.4 (1975) .
- (55) *S.R.I.*, (20, April, 1880) p.2, col.a.
- (56) *S.R.I.*, (24, May, 1879) p.2, col.b.
- (57) *S.R.I.*, (24, May, 1879) p.6, col.b.
- (58) *S.R.I.*, (26, May, 1881) p.6, col.f.
- (59) *S.R.I.*, (7, May, 1900) p.6, col.b.
- (60) *S.R.I.*, (18, April, 1882) p.8, col.e; (17, April, 1882) p.4, col.a.
- (61) *S.R.I.*, (19, April, 1883) p.2, col.d.
- (62) *S.R.I.*, (20, April, 1883) p.4, col.b.
- (63) *S.R.I.*, (15, April, 1890) p.3, col.b.
- (64) *S.R.I.*, (19, April, 1886) p.4, col.a.
- (65) *S.R.I.*, (24, April, 1888) p.8, col.f.
- (66) *S.R.I.*, (22, May, 1879) p.5, col.c.
- (67) 58 Geo. III c.69 Sect.3; Hodgson, *Steer's Parish Law*, p.286.
- (68) 大沢真理『イギリス社会政策史：救貧法と福祉国家』東京大学出版会、1986 年、44 頁。
- (69) Derek Fraser, *Urban Politics in Victorian England* (London, 1979, 1st edn 1976) pp.26-29.
- (70) プライアン・キース＝ルーカス、K・P・プーラー著、竹下護、丸山康人訳『パリッシュ政府 100 年史 1894-1994』(財)自治体国際化協会、1996 年、6 頁。
- (71) 56 & 57 Vict.c.73 Second Schedule.
- (72) Barber, 'Sheffield Borough Council 1843-1893', pp.37-43.
- (73) *S.R.I.*, (18, April, 1882) p.8, col.e-f; (19, April, 1882) p.1, col.a; (19, April, 1882) p.2, col.a-b; (19, April, 1882) p.3, col.d; (20, April, 1882) p.5, col.a.
- (74) *S.R.I.*, (19, April, 1882) p.3, col.d.

- (75) *S.R.I.*, (4, May, 1882) p.5, col.b.
- (76) 話し合いによる選出は83年、84年、86年、88年、89年、90年である。そのうち84年、86年、88年、90年は再任であった。*S.R.I.*, (20, April, 1883) p.4, col.b; (26, April, 1884) p.10, col.e; (20, April, 1886) p.8, col.d; (25, April, 1888) p.2, col.f; (16, April, 1889) p.2, col.g; (15, April, 1890) p.3, col.b.
- (77) 92年度の埋葬委員は再任であった。*S.R.I.*, (22, April, 1892) p.5, col.d
- (78) *S.R.I.*, (10, April, 1900) p.6, col.b.
- (79) *S.R.I.*, (7, May, 1886) p.4, col.a.
- (80) *S.R.I.*, (9, April, 1900) p.7, col.c.